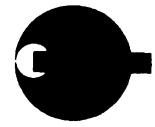


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

○受胎調節実地指導員の指定(健康増進課)	一	る県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
○土地改良事業の工事完了届(耕地課)	一	
○大規模小売店舗の新設の届出に関する公告(金融・商業振興課)	一	○平成十九年四月十六日現在における県の議会の議員の選挙の各選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
○開発行為に関する工事の完了(建築課)	二	
○平成十九年四月十六日現在における	二	

## 告示

**奈良県告示第四十四号**  
 母体保護法(昭和二十三年法律第五十六号)第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。  
 平成十九年四月二十四日

奈良県知事 柿本善也

指定証番号	住所	氏名
五二六	大和郡山市宮堂町一〇九一四二	渡邊 惇子

**奈良県告示第四十五号**  
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成十九年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。  
 平成十九年四月二十四日

一 調査を行う者の名称  
 奈良市、天理市、五條市、宇陀市、山添村、吉野町、下市町、墨滝村、野迫川村、下北山村及び上北山村

二 調査地域  
 奈良市小倉町の一部の地域  
 天理市岸田町の一部の地域  
 五條市西阿田町、東阿田町、西吉野町宗川野、西吉野町茄子原、二見一丁目、二見二丁目及び二見三丁目の各一部の地域  
 宇陀市榛原区上井足及び室生区大野の各一部の地域  
 山辺郡山添村大字室津の地域  
 吉野郡吉野町大字六田及び大字立野の各一部の地域  
 吉野郡下市町大字立石、大字原谷及び大字枋本の各一部の地域  
 吉野郡墨滝村大字横尾の一部の地域

吉野郡野迫川村大字上の一部の地域  
 吉野郡下北山村大字上池原及び上桑原の各一部の地域  
 吉野郡上北山村大字西原及び大字河合の各一部の地域

三 調査期間  
 平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで

**奈良県告示第四十六号**  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百二十二条の二第一項の規定により、次のとおり五條市宮土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。  
 平成十九年四月二十四日

奈良県知事 柿本善也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
五條市長 職務代理人 小藪 良彦	水と農地活用 促進事業(農 道整備)	平成十八年十月 四日	西吉野 地区	平成十八年 度	平成十九年 三月三十日

## 公告

一 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。  
 なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所(団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地)並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十九年四月二十四日から同年八月二十四日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。  
 平成十九年四月二十四日

奈良県知事 柿本善也

<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 (仮称) イオン大和郡山ショッピングセンター 所在地 大和郡山市下三橋町六九一―外</p> <p>二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 イオンモール株式会社 住所 千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一 代表者 村上 教行</p> <p>三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 イオン株式会社 住所 千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一 代表者 岡田 元也 名称 イオンモール株式会社 住所 千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一 代表者 村上 教行</p> <p>四 大規模小売店舗の新設をする日 平成二十年十月一日</p> <p>五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 五五、〇〇〇平方メートル</p> <p>六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場の位置及び収容台数 位置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 四、五一六台 駐輪場の位置及び収容台数 位置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 一、一〇〇台 荷さばき施設の位置及び面積 位置 届出書添付図面記載のとおり 面積 一、六六三平方メートル 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p>	<p>七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午前零時三十分まで 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 七箇所 位置 届出書添付図面記載のとおり 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前五時から午前零時まで 届出年月日 平成十九年四月十三日</p> <p>八 縦覧場所 奈良県商工労働部金融・商業振興課</p> <p>九 縦覧期間 平成十九年四月二十四日から同年八月二十四日まで</p> <p>十 縦覧時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>十一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に 関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。 平成十九年四月二十四日 奈良県知事 柿本 善也</p> <p>一 許可番号 平成十八年十二月八日第七八一二八号 平成十九年三月二十三日第七八一二八二二号</p>	<p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月十七日第六六七号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年四月十七日第四一八二二号 三 開発区域に含まれる地域 橿原市地黄町二二番地ノ一及び二三番地ノ一 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 橿原市雲梯町三五〇番地ノ三一 綿松ハウジング 代表者 綿松廣育 五 公共施設の種類の位置及び区域 道路 橿原市地黄町二二番地ノ一及び二三番地ノ一の各一部 下水道 橿原市地黄町二二番地ノ一及び二三番地ノ一の各一部</p>
<p style="text-align: center;"><b>選挙管理委員会告示</b></p> <p>奈良県選挙管理委員会告示第十号 平成十九年四月十六日現在における県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。 平成十九年四月二十四日 奈良県選挙管理委員会 委員長 白井 皓 喜</p> <p>五十分の一の数 一三三、二〇七人 四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 二六〇、〇五六人</p> <p>奈良県選挙管理委員会告示第十一号 平成十九年四月十六日現在における県の議会の議員の選挙の次に掲げる選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。 平成十九年四月二十四日</p>		

生駒郡選挙区	三三、一九七人
磯城郡選挙区	二三、六四六人
北葛城郡選挙区	二七、〇六五人
吉野郡選挙区	一四、九三六人
大和高田市選挙区	一九、二九七人
大和郡山市選挙区	二五、一八四人
天理市選挙区	一七、九四八人
桜井市選挙区	一六、六三七人
五條市選挙区	一〇、二六一人
生駒市選挙区	三一、二六七人
宇陀郡 宇陀市選挙区	一一、八九九人

奈良県選挙管理委員会  
委員長 白井皓喜

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―二三―二〇二代

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二―三五―七三三代

本誌は再生紙を使用しています。